

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

浜松市

2 構造改革特別区域の名称

伝承の里みさくぼ どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

浜松市の区域の一部（水窪町）

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

浜松市は、静岡県西部に位置し、北は赤石山系、東は天竜川、南は遠州灘、西は浜名湖と四方を異なる環境に囲まれ、数々の景勝地を生み出しています。平成17年7月に浜松市・浜北市・天竜市・雄踏町・舞阪町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町・佐久間町・水窪町・龍山村の12市町村が合併し誕生した本市の総面積は1,558.06k㎡で、その約66%が山林であり、都市部、平野部、沿岸部、中山間地域を有する、まさに国土縮図型の市である。

水窪町地域は、浜松市天竜区に属し、愛知県・長野県と隣接する本市の最北端の地域であり、面積は271.28k㎡で山林面積が96%を占める自然豊かな中山間地域である。

(2) 人口

本市の人口は、平成27年国勢調査で798,252人、平成22年国勢調査で800,866人と減少傾向にある。これらを基にした将来推計によると、今後も減少し、平成37年には768,049人になると予想されている。

特に水窪町地域では人口減少が顕著であるばかりではなく、高齢化率も56%超となり、他地域と比較しても少子高齢化が進展している。

(3) 産業

平成22年における本市の全就業人口は399,573人で、就業率は50%となっている。産業別就業者割合では、第1次産業・第2次産業への就業者は減少傾向を示している反面、第3次産業就業者が増加している。

(4) 水窪町地域の特性

豊かな水源を持つ緑に囲まれた本地域は、かつては基幹産業である林業で

地域の経済基盤の中心をなしてきた。しかし、近年は林業不況により山の水源涵養機能の低下を招くなど山の荒廃が進んでいる現状である。

しかし、復元整備された中世の山城「高根城」や国の重要無形民俗文化財「西浦の田楽」など歴史文化財産もあることから、年間を通して多くの人が訪れている。また、四季折々に風景が楽しめる、豊かな自然景観や水資源も豊富であり、人々の生活は潤いに満ちている。

(5) 水窪町地域の課題

本地域は、豊かな自然や歴史との共生を進めるにあたり、農地や宅地などの平坦部の割合は非常に小さく、交通の便も良いとは言えない。雇用の受け皿も限られており、都市部への人口流出が続いている。特に地域資源を生かしたまちづくりを担うべき若い世代の流出は顕著となっている。このことは、賑わいの低下だけでなく、これまで行ってきた地域行事などの維持にも非常に大きな影響を与えている。そのため、農林水産業等の種々の制度を活用し総合的な施策を講じることで、この地域に住み続けたいと思えるような誇りと愛着を持てるまちづくりを図っていくことが課題である。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、水窪町地域を含む北部地域は過疎化と高齢化による担い手不足が要因で、農業従事者は減少し、耕作放棄地が増加し、地域内に不耕作地を目にすることが増えてきている。このような中で、粟・稗等の雑穀栽培は比較的手間がかからず、広い面積の作付けが可能であるなど、農地を保全していく上で大きな役割を担っている。

当地域では、NPO法人や住民組織による「野菜を育てる会」が雑穀や在来品種の栽培など様々な取組を始めている。

今回、特区制度を活用し「濁酒」を製造・提供することは、雑穀の用途の多角化、生産意欲の向上に繋がることはもとより、官民協働で地域活性化に向けた施策を進めていく点からも非常に重要な意味を持つものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

これまでの歴史文化財産をめぐる観光に、今回の「特定農業者による特定酒類の製造事業」を加えることで、他地域との差別化を図り、農産物の販路と消費拡大を図るとともに、交流人口の増加を目指す。製造及び提供方法として、民宿や農家レストランでの提供の他、農業体験や製造工程の見学など、地域ぐ

るみで特色のある取組とし、通過型から滞在・滞留型観光を促進すると同時に、地域の活力の向上を目指す。

このほか、当地域ならではのイベント「みさくぼ祭り」や「夢街道」など地域間交流が広がりを見せていることから、そのような場において濁酒を提供し、地域の魅力を伝えることで、更なる交流・定住人口の増加など地域の活性化に繋がることを期待している。

濁酒の仕込み水は、豊かな水源を持つ本地域の湧き水を使うなど付加価値を付し、また、地域に伝わる行事等の資源を最大限活用したいと考えている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 付加価値の付与による観光施設の活性化

豊かな森林資源、歴史文化財産という地域の重要な観光資源に、濁酒という新たな魅力を付加することで、観光入込客の増加を見込んでいる。

(2) 地域活性化施設等の整備による相乗効果

近年、水窪町地域の基幹道路である国道の改良や高規格道路「三遠南信自動車道」の整備が進むなど、交流人口の受け入れ態勢は整備されつつある。

また、中山間地域の新たな仕事づくりとして、ジビエ普及へ向けての事業化も検討されており、観光需要を掘り起し、交流人口の増加に繋がるものと考えられる。

(3) 宿泊施設(民宿)の活性化

滞在・滞留型観光への転換により、減少傾向にあった宿泊客の増加のほか、新たな農家民宿等の創出が期待できる。これにより、新たな雇用の創出も見込まれる。

(4) 農業の活性化

濁酒の製造に必要な米及び粟・稗等の雑穀の需要が高まり、栽培の拡大が見込まれ、担い手の確保及び農地の荒廃化の防止が期待できる。また、観光客の増加により、地域で生産される農産物等の消費拡大も見込まれ、地元食材を活用した特産品開発の機運も高まり、農業をはじめとする地場産業の活性化が見込まれる。

(5) 地域の活性化

観光客の増加や経済の活性化は、地域の人々の暮らしの活力を与え、雇用の創出は、定住者の増加が期待できるものであり、地域の活性化に資するものと期待している。

○ 期待される経済的社会的効果

区 分	現在	平成 29 年度目標	平成 35 年度目標
農家民宿による濁酒の製造件数	0 件	0 件	2 件
農家レストランによる濁酒の製造件数	0 件	1 件	1 件

○ 観光客の増加

区 分	現在	平成 29 年度目標	平成 35 年度目標
宿泊客数	1,450 人	1,600 人	2,000 人
日帰り客数	79,500 人	80,000 人	100,000 人

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）及び粟・稗等の雑穀を原料として、その他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

浜松市の区域の一部（水窪町）

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）及び粟・稗等の雑穀を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために、濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）及び粟・稗等の雑穀を原料として濁酒を製造しようとする場合、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6k0)を適用しないこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。このことは、新しい地場産品の創造となり、農業及び生産者の活性化にもつながる。

また、濁酒製造への取組は、小規模ながら農家の副収入の一つの手段となり、濁酒と併せて地元食材を提供することは、地産地消の促進へも波及するものと考えられる。

このような地域住民の自発的な取組が広まることは、地域の活性化にもつながるという視点からも当該特例措置の適用が必要であると考えている。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。